

玉名市社協ヘルパーステーション 感染症予防及びまん延防止のための指針

1 感染症及びまん延防止に関する基本的考え方

利用者及び職員の安全管理の観点から、感染対策はきわめて重要であり、利用者の安全確保は事業所等の責務であることから、感染を未然に防止し、発生した場合、感染症が拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要です。

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図るため、本指針を策定し全ての職員は本指針に従い、業務にあたります。

2 平時の対策

「介護現場における感染対策の手引き」に則り、感染症の予防及びまん延防止に務めます。

- ・ 事務所内の換気、清潔の保持
- ・ マスクの着用
- ・ 手指消毒（入室時、退室時、訪問時（訪問先ごとに実施））
- ・ 訪問先の状況によりシューズカバー、プラスチックグローブ等の保護具の着用

3 発生時の対応

- ①事業所内で感染症が発生した場合は、管理者及びサービス提供責任者は、感染状況の把握をおこなう。
 - ②管理者は、その内容及び対応について玉名市社会福祉協議会の感染拡大防止対策会議（以下「対策会議」という。）へ報告するとともに、事業所職員へ周知する。
 - ③報告が義務付けられているものについては、速やかに医療機関、保健所、行政への報告をおこなう。
 - ④対策会議において、感染防止対策を協議し、個別対応マニュアル及びBCPに沿って、適切な防止策を講じる。
 - ⑤サービス事業所や関係機関と連携し、まん延防止に努める。
- ※情報の公表については、個人情報に十分な配慮をおこなう。

付則

この指針は、令和6年4月1日から施行します。